

営繕工事における遠隔会議の実施要領

令和 7 年 4 月 1 日

営 繕 課

(目的)

第 1 本要領は、営繕課が発注する建設工事の現場における遠隔会議の実施を促進することにより、受発注者の作業効率化及び契約の適正な履行を図り、もって生産性の向上及び受発注者の働き方改革の推進を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 営繕課が発注する工事で、次の各号のいずれかに該当する場合は、遠隔会議を実施可能とする通信環境を確保するとともに、映像及び音声を確認するために必要な機器の設置を義務付けるものとする。

(1) 当初請負金額が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定に基づき同政令第 27 条第 1 項で定める額（以下、「適用金額」という。）以上の建築一式工事

(2) 当初請負金額が適用金額以上の電気工事、管工事

2 前項において、工事場所の立地等の要因により、遠隔会議の実施に必要な通信環境が確保できない場合はこの限りでない。この場合、監督員と事前に協議する。

3 第 1 項のほか、遠隔会議に必要な機器の準備と運用が可能な場合は、可能な限り実施に努めることとする。

(遠隔会議の実施)

第 3 受注者は、工事契約後に監督員（総括監督員及び主任監督員をいう。以下同じ。）と協議の上、遠隔会議の実施方法を決定するものとする。

2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ又はスマートフォン等のモバイル端末をいう。以下同じ。）等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができる機器等を設置し、工事現場における通常の会議に代えて遠隔会議を実施する。ただし、監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、通常の会議を実施する。

3 遠隔会議に使用する動画撮影用のカメラ等の資機材は受注者が準備、運用する。

(施工計画書)

第 4 受注者は、遠隔会議の実施に当たり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督員の確認を受けるものとする。

(1) 適用種別

遠隔会議の対象とする会議の種別

(2) 機器構成及び仕様

使用する映像と音声に関する機器構成及びその仕様

(留意事項)

第5 受注者は、遠隔会議の実施に当たって、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 被撮影者である会議の参加者に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 工事現場外が可能な限り映り込まないようにすること。
- (3) 公的ではない建物の内部等一般に見られることが予定されていない場所が映り込まないようにすること。

(費用)

第6 遠隔会議の実施に要する費用等の取扱いについては、別に定める。

(その他)

第7 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。